

## 令和6年度 海岸漂着物等地域対策推進事業における発生抑制対策業務 仕様書

1 件名：令和6年度 海岸漂着物等地域対策推進事業の発生抑制対策業務

2 委託期間：委託契約締結の日から令和7年2月14日まで

### 3 概要・目的

近年、海洋ごみによる地球規模での海洋汚染が国際的にも懸念されていることから、海洋ごみに関する市民への啓発が重要であると考え、海洋ごみの現状について知り、行動を起こすきっかけとなるよう、本仕様書のとおり業務を実施する。

4 経費負担：業務の履行に必要な費用は受託事業者が負担する。

### 5 業務内容

#### 1) 海洋ごみに関する環境学習の実施及び効果検証

##### ①海洋ごみに関する啓発物の作成

- ・ 広く市民に海洋ごみ問題（海洋プラスチックごみ問題）を周知・啓発できる啓発物を作成すること。
- ・ 啓発物の部数は受託事業者の提案によるものとする。ただし、そのうち2,500部を、本市主催の環境イベント用として令和6年10月11日までに本市に納品すること。

##### ②海洋ごみに関する環境学習プログラムの作成

- ・ 海洋ごみ問題について、主に小学校低学年層に効果的に啓発できるような環境学習プログラムを検討のうえ、作成すること。
- ・ 環境学習プログラムは、所要時間1時間程度の講義が実施できるような教材及びシナリオを作成し、可能な限り①で作成した啓発物も活用できる内容とすること。

##### ③環境学習プログラムを用いた環境学習の実施

- ・ ②で作成した環境学習プログラムを活用した環境学習を実施すること。
- ・ 環境学習は、子ども（小学校低学年を想定）向けに1回以上実施すること。
- ・ 環境学習の参加者の募集は受託事業者が行うこと。参加者の募集方法等については、現実的かつ、多くの参加者を集めることができる方法を検討すること。

##### ④定量的な効果検証の実施

- ・ ③で実施する環境学習について、定量的な効果検証の方法を検討し、効果検証を実施すること。

#### 2) 海洋プラスチックごみアートによる啓発の実施

- ・ 本市が制作した海洋プラスチックごみアート『プラノザウルス』について、効果的な啓発方法

を検討のうえ、移設など必要な作業を実施すること。『プラノザウルス』の大きさは以下のとおり。

顔・胴体：高さ 2m10cm、長さ 3m10cm

尾：高さ 2m40cm

- ・ 移設などの必要な作業は令和 6 年 12 月末までに完了すること。なお、移設・運搬費は受託事業者が負担する。

### 3) ウェブサイト・SNS を活用した情報提供

- ・ 下記ア～カのとおり、ウェブサイトおよび SNS (Facebook・Instagram) へ記事等を提供する。
- ・ 記事等の作成や提供にあたっての方針を提案すること。
  - ア 本業務を行うにあたっては、「GO GREEN KOBE」のウェブサイト・SNS (Facebook・Instagram) など、神戸市の媒体と連携し情報発信のための写真や資料、記事を随時提供すること。
  - イ 提供する情報は、本委託業務で撮影した写真及び動画等についての活用のみならず、海洋ごみ削減に関連する事業の紹介や行事参加者の募集などリアルタイムな情報とすること。
  - ウ 海洋ごみ削減の趣旨・目的が市民に広く理解され、波及効果が期待できるような記事の企画・制作を行うこと。
  - エ 情報の提供は週 1 回以上を目安に行うこと。
  - オ 情報を提供するにあたり、委託業務以外で撮影が必要な場合、市と協議を行うこと。
  - カ 情報を提供するにあたっては十分に情報収集や調査を行うこと。

### 4) 注意

- ・ 業務開始前に事業計画書を提出すること
- ・ 計画書をもとに神戸市と協議すること

### 5) 業務報告

- ・ 委託期間終了後、すみやかに業務報告書を作成し、市に提出すること。
- ・ 業務報告書の様式は問わないが、写真等を活用し、実施期間や実施場所等を具体的に記載すること。
- ・ 業務にかかった費用について、明細を作成すること。
- ・ なお、当該業務で作成した啓発物、環境学習プログラム等（以下「成果物」という。）については、当該成果物に係る受託事業者の著作権(著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。)、所有権その他の権利（以下「著作権等」という。）は、市に帰属、若しくは受託事業者は市に譲渡する。

### 6. その他

- ・ 市所定の「委託契約約款」に基づく契約を市と締結する。
- ・ 業務にあたっては、業務に関係する法令のみならず、地方自治法や労働基準法等の労働関係法

令、神戸市行政手続条例、神戸市政の透明化の推進及び公正な職務執行の確保に関する条例等についても遵守すること。なお、本業務に係る個人情報の取り扱いについては、神戸市個人情報保護条例、神戸市情報セキュリティポリシーに定める事項並びに特定個人情報を取り扱う業務及び情報処理業務の委託契約に関する情報セキュリティ遵守特記事項に記載された事項について、遵守するものとする。

神戸市情報セキュリティポリシー

<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>

情報セキュリティ遵守特記事項

<https://www.city.kobe.lg.jp/documents/8490/tokkijiko-itaku.pdf>